

とでお願いをしているところでございます。

また、裸でというふうなことございましたが、納付書の中に記載をさせていただいていることでは地区長さんなり、隣組長さんが配布をしやすいような配慮ということをおっしゃっているところでございますし、組外者っていうのか「ゼロ組」っていうふうに言ってますけども、組外者とか、あるいは特に前年度に申し出のあった方については、これはまたぞろお願いするということにはならないものでございますので、そういったこともこちらの方で配慮をするために管理ということとさせていただいているところでございます。そういったことで、今回記載をさせていただいていますが、市民課長からもございましたように配布するのに不必要な個人コードであるとか、あるいは世帯コードあたりは除いてもよろしいのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○町田義昭議長 ここで暫時休憩いたします。再開は2時10分といたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時10分 再開

○町田義昭議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

なお、大沼久議員から早退させてほしい旨の申し出があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

### 高橋孝夫議員の質問

○町田義昭議長 順位4番、議席番号10番、高橋孝夫議員。

(10番高橋孝夫議員登壇)

○10番 高橋孝夫議員 暑い中、お疲れさまです。しばらくの間、おつき合いをいただきたいと思ひます。私は、長井市の行政運営が将来に禍根を残すことがないよう願ひながら質問を行います。通告しております2点について順次質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思ひます。

質問の第1は、タスビルの底地を取得することについてです。

9月定例会に議案第55号 普通財産の取得についてが提案されています。内容は、本年7月2日に長井商工会議所会頭から「タス底地の買収について」とする要望書が提出をされたのを受けて、長井市がタスが建っている土地8,171.49平方メートルを市の普通財産として取得するもので、提案理由には、「地域経済の振興に資する長井商工会議所の健全な運営を図ることを目的とする」とされていることはご案内のとおりです。そして当該土地の取得予定価格は2億7,800万円とされていますし、財源として企業立地基金を全額取り崩し、地方交付税と繰越金をもって充てるというものです。建設当初からさまざまな問題が提起をされたタスビルが昭和61年3月に着工し、翌年7月に竣工、そして昭和63年1月に開設し、以降もいろいろ問題や課題を抱え続けてきたことはご案内のとおりですが、開設から23年目に大きな岐路を迎えたのではないかと私は考えています。古くて新しい問題ですが、私は将来に向けてどう判断していくのかが問われているとも感じます。そこで以下、順に質問を申し上げたいと思ひます。

第1点目は、この間の経過で県、市と商工会議所の役割と責任を整理することが必要ではないかについて市長に伺ひます。

昭和63年1月に開設をしたタスは以降、順調

に経営されてきたわけではありません。開設して10年を経ずして当時の若者定住促進センター分の賃借料が納入されなくなったこと、その後、業界が負担をする県の高度化資金と市中金融機関からの借入金の償還ができなくなったこと、そして当時のハイマン電子グループの経営悪化と引き続く倒産による破産宣告などがあり、その都度、長井市は対応に苦慮し続けてきたというのが偽らざる事実だと私は感じています。そんな中であって私は、平成12年度以降にはよい悪いは別にして一定の整理がなされてきたとも感じています。

その一つは、平成13年に当時の若者定住促進センターが経営不振により債務超過の状況に陥っていたことから、その解決を図るため、担保物件の処分と財団法人若者定住促進センターの解散を行ったことに伴い、旧若者定住促進センターの施設を長井商工会議所が購入し、新たな運営会社として株式会社タスパークホテルを設立をして営業を継続をしたことであり、2つは平成17年に示された「タスの今後の活性化策などについて」とする報告書にある業界負担分の高度化資金については、地場産業振興センターからの要請により、長井市と山形県が連携して支給を検討する。地場産業振興センター建設資金の民間金融機関からの借入金の償還に対する支援については、その必要性を認識しつつ、経営効率化、運営基盤の改善等に取り組みながら手法等について引き続き検討するという2点について、長井市は平成18年度に財団法人置賜地域地場産業振興センター建設資金高度化資金分償還補助金3億885万3,000円を債務負担行為として設定をし、平成19年度には財団法人置賜地域地場産業振興センター建設資金市中金融機関資金分の償還補助金7,416万1,000円を債務負担行為として設定したことだと理解をしています。

言いかえれば、建設当初から懸念をされていた財団法人若者定住促進センター分については、

長井商工会議所はその施設を購入して新会社を設立し、ホテル経営を継続することとし、山形県と長井市は財団法人若者定住促進センター分の建設資金に充てた高度化資金と市中金融機関からの借入金未償還額を肩がわりしていくというのがこの間の経過からいえる役割分担と責任だと考えます。しかし、今回のタス底地を商工会議所が市に買収を求めるということになれば、これらの役割と責任は崩れていくのではないかと感じますし、何よりも双方のこれまでの確認にそごが生ずることにつながると私は考えます。このことは大きな確認事項の変更であり、明確に整理しなければならない課題と考えますが、市長はどのように整理をされてきたと考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

平成13年9月定例会予算委員会で蒲生吉夫議員は、「商工会議所に5,000万円の補助をしていくこととなりますが、今後また運営資金を貸していこうというような動きになるのではないかと質問されています。当時の市長は、「今後とも運営費補助というのは考えておりません」と答弁されていますが、今回の議案は形を変えた運営費補助ということになるのでしょうか。あわせて市長の見解を伺いたいと思えます。

第2点目は、市はこの底地を何のために取得をするのかについて市長に伺います。

申し上げましたように今回の提案理由は商工会議所の健全な経営を図ることを目的にとされています。しかし、こういう内容で自治体が土地を取得をするというのは一般的には考えられないことだと感じるのは私一人ではないと思えます。9月定例会には議案第56号で「長井市土地開発公社の解散について」という議案が提出をされており、その提案理由は「今後も公有地の先行取得が見込まれない」とされています。私は、この議案第56号でいう内容は行政財産と

+

しての公有地の先行取得は見込まれないということだと思いますが、普通財産であってもその必要性は見込まれないものと感じています。にもかかわらず、長井市の行財政執行において直接必要とは考えられない財産を購入することの理由はないと感じます。特に取得しようとする土地の上には市が所有している建物ではないものが建っているままに取得をすることは、通常では考えられず疑問を感じます。普通財産の取得とはいっても、土地を取得するのは行政財産取得と同様に必要と理由、そして何よりもその活用法が明示されなければならないと私は考えます。

将来ともにこの普通財産を長井市はどのように活用しようと考えているのか、市長の考え方をお示しいただきたいと思ひます。同時になぜ長井市がこの底地を取得しなければならないのか、取得するのはなぜ長井市なのかについても考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。平成12年度から13年度にかけて民間大手のホテル業者に買収を打診してきたという経過を思い出しますが、今回はそういった可能性も含め、検討されたのかどうかについても明らかにしていただきたいと思ひます。

第3点目は、前例としないための整理と対処が必要と思われるかどうかについて財政課長に伺います。

この議案説明を受けたときに私が感じたのは今後、市内の企業や長井市が誘致した企業などから「経営が大変なので、会社の底地を市が買い上げてほしい」と言われれば、どうするのだろうかということでした。この議案が通るとなれば、それは一つの前例となることは間違いありません。市内の企業から「経営が大変で、今後健全な経営体とするためにも底地を買ってほしい」という要望が市に寄せられれば、断ることはできなくなってしまひはしないか心配です。平成13年9月に市は商工会議所に5,000万円の

補助金を支出することを賛成多数で議決をしています。その際には議員からの再三の指摘を受けた形で、「平成13年度地域経済活性化施設取得事業費補助金交付要綱」を策定をして、商工会議所を対象として特化をしたという経過がありますが、今回もこういった内容の対処が必要になるのではないかと私は考えます。今回の議案が企業等の簡便な資金繰り策になつては、議案の趣旨とは異なる前例をつくることになることも考えられます。財政課長はどう考えておられるのか、対処法も含めてお聞かせをいただきたいと思ひます。

第4点目は、平成13年度の補助金の整理をどうするかについて、商工観光課長に伺います。

前の項で申し上げましたが、平成13年に若者定住促進センターの施設を長井商工会議所が建物は4億2,300万円で、土地は2億7,800万円で購入する際に長井市は5,000万円の補助金を出しています。単純に考えれば、この補助金は今回どう考慮されているのでしょうか。今回の土地取得予定価格は2億7,800万円とされていますが、この補助金を含めれば、3億2,800万円ということになるのではないかと考えられます。私は、このことは整理が必要と考えます。

平成13年度地域経済活性化施設取得事業費補助金交付要綱の第2条、補助金の交付対象経費及び補助金の額では、「補助金の交付対象経費は、タスのうち、財団法人若者定住促進センターが使用していた建物及び附帯施設取得に関する経費（土地代を除く）」とし、「補助金の額は山形県の平成13年度地域経済活性化事業費補助金の枠を超えない範囲、5,000万円です、で市長が別に定める額とする」とされていますが、これは実際どうなのかの検証が必要だと私は考えます。

時系列的に申し上げます、山形県がこの地域経済活性化事業費補助金交付要綱を決めたのは、平成13年2月であり、実際に長井商工会議所が

旧若者定住促進センターの施設を購入したのは平成13年6月末日であり、長井市が補助金を決定したのは平成13年9月定例会ということになります。長井市が平成13年度地域経済活性化施設取得事業費補助金交付要綱を策定し、補助金を交付したのは9月議会閉会后ということになります。当時の市長は、平成13年1月4日の全員協議会では「若者定住促進センター再建への市費投入はしない」と言明し、翌日の毎日新聞に掲載をされたという経過もありましたが、結局は9月になって市は県と同額の補助金を出すことになったといういきさつもありました。

これらは、言いかえれば県が介在して長井商工会議所は旧若者定住促進センターの施設を購入したが、財務体質がよくないから市に補助金を求めたということになり、市の補助金交付要綱どおりに補助金が使われたどうかはわからないというのが実態だと私は思います。だとすれば、当然にして土地や建物の購入に充てられたということも否定はできないと私は感じます。こういったことを精査をした上で土地購入価格は考慮される必要があると私は考えますが、どうでしょうか。当時の状態も含め、商工観光課長の見解を伺いたいと思います。

私は、この平成13年度の一連の市の対応を見れば、財政再建と言いながらも本当に手厚く対処してきたと感じます。しかし、それは時間がたてば、すべてチャラというのではおかしいと考えます。平成13年9月定例会予算特別委員会では当時の商工観光課長は、「この補助金は一般的な方法ではないが、行政実例を参考に計上した」と答弁されています。私は、補助金のあり方や使われ方も含めて明確にする必要があると思いますし、同時にこのたびの普通財産購入費の設定のあり方も再考される必要があると思いますが、あわせて見解を伺います。

第5点は、今後のタスパークホテルと長井商工会議所の経営見通しについて商工観光課長と

市長に伺います。

申し上げますように議案の提案理由は、「商工会議所の健全な運営を図ることを目的とする」とされています。8月5日の会派代表者会議に示された資料によれば、商工会議所が所有をするタスビル用地を市で買収することにより、商工会議所の借入金償還負担を軽減し、商工会議所の健全な運営を支援することを目的とするということになるようです。また、この間の全員協議会では「今後の経営と運営については10年間のシミュレーションを商工会議所の了解を得て示していきたい」という説明がなされています。まず、これらのシミュレーションの結果はどうなったのかについて資料があれば、それを示して説明をいただきたいと思います。

平成13年9月定例会では「商工会議所が7億円の借金を15年間で償還をするという計画について株式会社タスパークホテルが月500万円、年間6,000万円の賃借料を商工会議所に払い、商工会議所はほかに借地料を加えて返済や税金に充てるという計画をしているわけですが、これは順調に推移した場合の計画であり、ぎりぎりの計算上の計画になっている。15年間ずっと返済し続けていくとは考えがたい」という指摘がありました。不幸にしてこの指摘どおりになっているわけですが、今後のシミュレーションにしてももっと精査をされる必要があると感じます。市長には、このシミュレーションをどうとらえておられるかについての見解と、計画への市の関与の可能性について考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

第6点目は、将来すべて市でとなるのではないかについて市長に伺います。

今回のタスビル底地の取得によって市と地場産業振興センターの持ち分でないものは、建物でいえば商工会議所の持ち分と山形県信用保証協会の持ち分だけとなります。仮に今回の対応をしてもホテル部門の収益が改善しない、ある

+

いは商工会議所全体の運営が好転しないなどの事態が起き、結果として市で全部買い取ってほしいとなることも想定をしておかなければならないのではないかと感じるのは、私だけではないと思います。私はそういった事態を招かないよう祈るものですが、現実には建物自体の老朽化や近年の経済状況などを考えれば、今回の対応で好転するという考え方にはなかなか立てないとも感じます。私は、このたびの土地取得は申し上げたような事態が将来到来するかもしれないし、そのときに長井市はどのような対応をしていくかということも踏まえた判断と覚悟が求められていると考えます。その上で市長は将来どう構想をされて判断されたのか、明確にお示しいただきたいと思います。

第7点目は、企業立地基金条例廃止の考え方について市長と商工観光課長に伺います。

当該基金により企業立地の補助に充てる資金を確保する必要がなくなったために条例を廃止し、基金全額を取り崩してタスピルの底地を取得する財源の一部に充てるということになるようです。全員協議会での説明によれば、1つは現状では具体的な動きがないこと、2つは緊急に話があった場合は一般財源に相応の留保財源があると判断していること、3つは来年3月に企業振興の多目的基金として使い勝手のよいものに創設したいということでした。私は、来年3月の企業振興の多目的基金として創設をするという考えをお持ちなのであれば、今回、条例を廃止をするのではなく、現在の条例の名称と内容を来年3月に変更していくこと、そして基金積立額はそのままにしておくことにした方がよいのではないかと考えています。

そこで市長からは、なぜ今回条例を廃止し、基金を取り崩すという判断をされたのかについて明らかにしていただきたいと思います。また、企業振興の多目的基金条例の考え方については、どういった内容を検討されているのか、そして

現状ある長井市企業立地促進条例との関連と手直しの可能性について商工観光課長から考え方を聞かせたいと思います。

質問の第2は、勤労青少年ホームなどの指定管理についてです。

昨年度から動きがあった勤労青少年ホームなどの指定管理について、この10月から長井市中央地区公民館運営協議会に指定管理者に指定をする議案が提案をされています。本年3月定例会での議案撤回の際に「10月から別の団体を指定管理者として指定したい」という考え方が示されていましたが、その具体化であると感じたところです。私は、このたびの提案には違和感を感じていますので、以下具体的にお伺いをいたします。

第1点は、長井市中央地区公民館運営協議会を指定管理者の団体とすることについての考え方について商工観光課長に伺います。

中央地区公民館運営協議会は、平成21年度から中央地区公民館の指定管理者の団体となっていることはご案内のとおりです。この運営協議会の規約を見ますと、第3条の目的では次のように触れています。「協議会は、地区公民館の事業運営について住民主導の運営を積極的に推進することにより、地域の創造性を大切に社会教育、生涯学習の充実発展を図ることを目的とする」となっています。私は、長井市の6地区公民館の一つである中央地区公民館の事業運営を指定管理している中央地区公民館運営協議会が全市民が利活用する施設である勤労青少年ホームや長井市民体育館、そして勤労者テニスコートの指定管理をする団体とすることには所管する範疇からいって無理があるのではないかと感じます。中央地区公民館運営協議会を指定管理者とすることに至った経過と判断基準、そして話し合いの経過などについて、まず商工観光課長にお聞かせをいただきたいと思います。

中央地区公民館運営協議会は14名の委員と5名の事務局体制となっていますが、これはあくまで中央地区公民館を運営するために改組されたものであることをご案内のとおりです。21年度からの地区公民館に指定管理者制度を導入することを主眼において改組をされたものであって勤労青少年ホームなどの運営までを展開することを想定はしていない、そういう組織だと私は感じています。したがって、私はこの運営協議会に勤労青少年ホームなどの運営のノウハウがあるのかどうかについて疑問を感じますし、指定管理者審査委員会の審査結果集計表を見ても「利用者拡大を図る具体的な手法など」や「利用者会育成のための支援体制など」、そして「安定的な運営のための実務状況など」という3項目については最低合格ラインとされている48点ぎりぎりという結果であり、「防災など安全面の配慮は十分か」や「管理運営に係る経費の内容」という2項目では最低合格ラインをわずかに上回る50点という状況を見ても、本当にこの運営協議会を指定管理者として指定することには無理が生じはしないか心配です。運営協議会としては当惑をされたことと感じられますし、何よりも中央地区公民館の指定管理の第1期が終了する時点で、以降は果たしてこの運営協議会の役員の担い手が敬遠されることになりはしないか心配です。これらについて、どう整理されたのかについてもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

同時に運営協議会が指定管理している中央地区公民館と新たな指定管理となる勤労青少年ホームなどとは組織的にどういう形態になるのか、会計の処理などはどうなるのか、事務所に2つの運営組織が混在することになるそれぞれの職員の待遇はどうなるのかなどの考え方についてお示しをいただきたいと思います。

第2点目は、教育委員会での整理について教育長に伺います。

長井市の地区公民館の一つである中央地区公民館の指定管理者である中央地区公民館運営協議会がほかの業務の指定管理者となることについて、この間、教育委員会ではどのように整理をされてきたのでしょうか。教育委員会としては、平成21年度からの地区公民館の指定管理者団体として各地区公民館運営協議会との協議を重ね、整理したこととは異なる事態となるわけですが、どのような整理をし、指導されてきたのか、また、相談に乗ってきた内容なども含めてお聞かせをいただきたいと思います。

第3点目の今後のあり方も含めて整理していくことが必要と思うかどうかについて、市長に伺います。

中央地区公民館は自前の拠点を持たない市内唯一の地区公民館であります。致芳地区公民館や西根地区公民館、そして豊田地区公民館のように正確には自前とは言えないまでも拠点が明らかな公民館とは異なり、中央地区公民館は活動拠点を主体的には持たない公民館となっています。私は、これでは落ちついて地区公民館としての運営は難しいし、何よりも地域の住民のよりどころがはっきりしないと感じています。勤労青少年ホームなどは設立趣旨からしてそれぞれに違いがあり、一概にくくることはできない事情を持っていますし、土地は長井市のものであっても、建物の所有は違うという事情もあります。まず、込み入った諸事情を整理をすること、加えて職業訓練センターがある訓練棟の位置づけを明確にしていくことなどを具体的に整理した上で施設全体を中央地区公民館と位置づけ、運営を展開をしていくという対応ができないものだろうかとは私は考えます。訓練棟の譲渡が言われていると仄聞をしていますが、それらの動きを見、整理した上で総合的に判断していくことが大事なことと、私は考えますが、いかがでしょうか。急いで指定管理を進めていくことよりも各種整理をしていくことの方が将来

+

に向かつては、私は得策であると考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。孝夫議員からご質問あった私の答弁は6点に及ぶというふうに思っています。

まず第1に、タスビルの底地を取得することについてでございますが、経過の中で県と市の商工会議所の役割と責任の整理についてというご質問でございます。

建設に当たりましては、県の指導を得て現在の場所に地元の経済団体が宿泊部門、市が物産販売と企業振興を担うことによって地域の活性化を図ることを目指し、当時では珍しい合築方式として建設したところでございます。これは、高橋議員がご指摘のとおりでございます。平成13年の民間部門の倒産等の時期に県の仲介を得て商工会議所がホテル部門を担うこととなったわけでございます。民間の事業主体はわかりましたけれども、民間と市の機能的な面での役割分担については変わっていないというふうに考えます。県の指導的な役割についても基本的には変わっていないというふうに考えております。しかし、13年当時と喫緊の5年間にわたる修繕費や業界負担分の建設資金の返済を含めて行っていただいた資金的な支援については、平成25年度までで現段階での枠組みで終期を迎えたと考える必要があるのではないかと思っております。

なお、形を変えた運営費補助ではないかということではありますが、あくまでも平成13年当時の市の財政状況からできなかった支援、いわゆる市の責任を行うものというふうにも私は考えておりました、一義的に運営費を支援するというものではないと思っております。

なお、これは見解の相違かもしれませんが、商工会議所があそこのホテル部門を取得する義務も、あるいは必然もないというふうには思っておりました。しかし、市が当時、財政再建に取りかかったばかりであったということで商工会議所が地域の活性化のために英断をされた取得であったというふうに思っております、今まだまだ財政は予断を許しません、少し先が展望が見えてきたという状況でありますので、そういった商工会議所に対する厳しい状況の中では、やはり市としてもある程度市としての責任も果たすべきじゃないかと、それが底地の取得というふうには私は考えています。

2点目の市は底地を何のために取得するかということでございます。ただいま申し上げましたが、2点あると思ひます。

まず1つは、タスは市の産業振興、交流拠点として必要不可欠な施設であると考えているということでございます。7月に会議所から提出された要望書にもありますように置賜地域唯一の多機能を備えておりました、年間15万人の方が利用されている施設でございます。この施設を失うことは長井市民にとって、あるいは長井市の活性化において大きなマイナスになるものと考えています。

2点目は、そのタスをただいま申し上げましたように財政再建中の長井市にかわって平成13年から継承するという大英断を下し、今日まで営業を行ってきた商工会議所自体がこのままの状況が長期化すれば、これはすなわち商工会議所からの一般会計からの繰り入れ1,600万円から2,000万円以上という年もあったわけでございますけれども、これはなかなか市としては「困っている」ということで要望書をいただいたのに、無視するということはできないというふうには思っております。このまま状況が長期化すれば、商工会議所事態が厳しい状況に陥る可能性があるということであり、商工会議所

の基盤が厳しい状況になるということは、とりもなおさず地域経済の基盤自体が揺らぐ可能性もあるというふうに考えております。こうした状況判断から商工会議所の要望にこたえるべくタスピルの50%以上を占める地場産業振興センターの底地を購入するという形で支援を行うことを英断したものでございます。

なお、全国の地場産センターの実情を見ますと、底地は当該地場産センターの自治体が所有している例が多く見られておりまして、タスピルの必要性を考えれば、13年度の経過に立ち返りまして地場産センターの底地として活用すべく市が所有すべきものと考えたところであります。

なお、いろいろ逆に想像しますと、悪意の第三者がこれを取得した場合、あそこは地上権を設定しておりません。ということは、商工会議所がどこかに売ってしまったという場合、所有した方が今底地が坪4,800円、年間でございますが、これはこの辺の相場なんでしょうけども、もっと高い相場で例えば年間9,000円とか、こういうことは十分にあり得ると。そうしますと、賃料だけで9,000円ですと2,000万円以上になります。これを拒否することができない、地上権を設定していないというそれは地場産センターのやはり課題もあるんじゃないかなと私は思っております。この際、たとえタスビルが30年後、50年後なくなったとしても底地は長井市の土地として残るわけでありますので、誤った判断ではないと思います。

次に、今後のタスパークホテルと商工会議所の経営見通しということでございますが、商工会議所から出されましたシミュレーションによりますと、長期借入金の残額を23年度から15年返済に変更してもらうことを前提として、平成21年度に1,600万円であった商工会議所一般会計からの繰出金は平成37年には700万円となり、単年度収支でも550万円程度の繰り越しが見込

める状況になることから、借入金返済後は2,200万円程度の収支差額を見込めるとしております。

また、シミュレーションの前提といたしましては、ホテルからの貸し室収入、ホテルの部屋の部分だけじゃなくて宴会等も含めた収入ということでございますけども、平成21年度は4,200万円であったものを26年度以降は5,000万円を目標としていると。この5,000万円という収入は先に提出させていただきました会館会計決算推移にも示されているとおり、平成13年度以降、平成19年度まで実際に支払いを受けているレベルの額でございます。オーナーである商工会議所の指導のもとにコストの削減と売り上げ増の経営努力によりまして、目標を超えた実績が達成されることを期待しております。

経営については会議所がプロであり、市の関与は考えておりませんが、市では、いわゆる商工会議所またはタスパークホテルが足りない部分、企画営業という部分が私は残念ながら手薄なんじゃないかと。外からお客様を連れてくるという部分については非常に弱いっていいですか、そんなことから県と置賜3市5町で、あるいは上山とやっていますやまがた花回廊キャンペーンと、ことし4年目でございますけども、特にことしは山鉄等々の、あるいはJRクラブツーリズム等々と連携しながら、読売旅行さんからも協力いただきましてタスビルだけで春のさくら回廊の時期に約1,500名の昼食ですけども、そういったものをあっせんしておりますし、そういったことを我々、今後は山形鉄道の野村社長あるいは会頭、専務なんかと連携をしながらまちなか観光と一緒に、あるいはグリーンツーリズム、エコ・ヘルスツーリズムっていいですか、そういったことも含めて新しい提案を我々が観光協会あるいは商工会議所と一体となって、つながりのある川崎市あるいは大田区等と含めて営業していきたいと、そのように思っ

+

ています。急ぎます。

次に、将来すべて市でとなるのではないかと  
いうことですが、とりわけ宿泊や飲食  
といったサービス事業はあくまでも民間サイド  
のノウハウと経営力が必要と考えております。  
この基本に立った場合、すべてを市でとはなら  
ない。午前中の安部議員のご質問にもお答え  
しましたようにホテルを市でやるということは  
適切ではないというふうに思っておりますので、  
これらの経営についてはどういう事情があろう  
とも市でするべきではないと思っております。  
しかし、今回の土地購入の決断に際しましては  
現在の経済環境とタスピルの公共的な必要性を  
合わせての総合的な判断でございまして、こ  
うした環境が大きく変化した場合には逆にタス  
ピルの存廃についていいますかね、あそこの  
ビルをどうするかということ、やはりこれは  
市民も巻き込んでのしっかりとした議会の  
皆様と議論をして判断をしなければならない  
と、そういうことを考えております。

次に、企業立地基金条例廃止の考え方とい  
うことですが、これも午前中の安部議員  
のご質問にも詳しくお答えさせていただきました。  
ちょっと長過ぎるというふうに言われまし  
たけども、まず、長井市としては企業振興を  
もっと積極的にやるということから、ことし  
企業振興室を設置いたしました。そこで、や  
っぱり私は常々感じておりましたのは去年、  
ことしも企業訪問、名古屋方面、東京方面  
いろいろ何社か回らせていただきました。昨  
年もおとしも中京地区でのインダストリアル  
セミナー、県主催のセミナーに出てまいり  
まして長井市の企業振興の政策、特に製造  
業に対する企業誘致は非常に弱い、制度が  
全く整備されていないと、いいに等しいと  
いうふうに思っております。ことし企業振  
興室をつくったことによって新たな企業立  
地のための条例を設定する、同時に基金も  
新たに作りたいたいと思っております。

高橋議員からは、これ、変更したらいいん  
じゃないかという考え方でございまして、そ  
れ、確かにそういう方法もございまして、午  
前中の安部議員のご質問にお答えしました  
ように、この企業立地基金の1億2,000万  
円を、まず3月までは全く必要ないとい  
うふうに見込まれておりますので、これを  
一たん取り崩ささせていただきまして、一  
般財源にさせていただかないと、この年度  
末、見込みとしては7,000万円ぐら  
いしか残高が残らないと。非常に危険な  
状態です。そういう意味でこの基金の1億  
2,000万円をせつかくの基金でございま  
すが、ただ寝かせているんじゃないかと、  
まず、これを取り崩ささせていただいて、  
それらに充てて一応大事をとったとい  
うことば、よろしくご理解いただきた  
いと思っております。

最後に、勤労青少年ホーム等の指定管理  
について、私からは今後のあり方を含めて  
整理していくことが必要ではないかとい  
うことば、地域職業訓練センターの廃止  
や譲渡条件が国の方から提示されたとい  
う状況がございまして、全体の方針や条  
例等を含めた体制の整備ができてから  
考えた方がよいのではないかと、高橋議  
員からのご指摘だというふうに思いま  
す。

現段階での将来方向といたしましては、  
5施設の総体である勤労センターを一体  
の施設として管理運営していく方向を  
目指すべきであろうと考えております。  
補助事業等の制約がないとすれば、施  
設全体を中央地区公民館とすることも  
有力な選択肢であるというふうにと  
考えますし、その場合は当然、最も重  
要な役割を担っていただくことが望  
ましい団体は中央地区公民館運営協  
議会であろうと考えております。この  
たび3施設の指定管理ということで、  
施設の管理業務と青少年ホームの運  
営という新たな事業分野に取り組ん  
でいただきたいと思っておりますが、  
こうした新たな事務については幾ら  
事前の説明を行っ

たとしても不安は残るわけであり、実際にやってみるのが一番よいのではないかなというふうに思っております。したがって、このたびの契約は23年度までの1年半の契約というふうに考えておまして、24年度からは国の方の方針もはっきりして無償取得というふうになる可能性が高いわけですが、そういったことも考えながらこの1年半で担っていただいた成果や問題点を踏まえて平成24年度からはよりよい体制での指定管理を受けていただくというふうに考えておまして、それは一番よい道だというふうに考えているところでございます。

私の方から以上でございます。

○町田義昭議長 大滝昌利教育長。

なお、答弁者は3時10分までの時間でありますので、お含みの上、答弁をお願いします。

○大滝昌利教育長 高橋孝夫議員の方から私の方には、中央地区公民館運営協議会が勤労センターの指定管理者を受けることについて教育委員会の方でどう整理したかというご質問ですが、中央地区公民館運営協議会の方では平成22年4月以降、市からの勤労センター指定管理者制度の再公募の意向を受けて、3回ほどの会議を開催したというふうにお聞きしていますが、応募する方針を決定しているようであります。この間、私や担当の文化生涯学習課へも応募についての相談があり、庁内や県とも協議を行った上で運営協議会の規約第4条に示された事業の中の(3)その他の地域活動への協力支援の項目に適合すると判断し、「運営協議会が応募することは問題ない」というふうに回答しております。

また、相談の中で中央地区公民館からは公民館施設を持たない状況での運営の問題点、そのほかに公民館と勤労センターの事業で共通しているものも多いことから、運営協議会が指定管理者として勤労センターと公民館と一緒に管理運営できれば、効率的な運営につながるのでは

いか、そして利用者から見ても公民館利用と勤労センターの利用では申し込みの窓口が違っておったのが一本化でき、利便性が上がると見込んでいるという話を受けております。さらに21年度から市内の6地区公民館は、各地区の運営協議会が指定管理者制度により委託を受け運営しておりますが、毎月、公民館長会や担当主事会を開催し、この1年半順調な運営をしておりますので、今回も協働のまちづくりとして参画、協力してもらえよう期待をしているところで。教育委員会事務局としては、中央地区公民館運営協議会が勤労センターの指定管理者を受託することで公民館活動が停滞するような影響がなく、受託により施設全体として見た場合に効率的な運営になるのであれば、受託するかどうかというのは運営協議会の判断に任せるべきというスタンスをとってきました。以上のような判断をしましたことと、運営協議会は任意団体ではありますが、独立した団体でありますので、定例の教育委員会では運営協議会で応募したことを8月に報告しましたが、応募することに関しての協議は行っておりません。以上です。

○町田義昭議長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 お答えいたします。

このたびの土地買収につきましては、市が出資している地場産業振興センターが半分以上を占める建物が建っている土地でもあることから、市への買収依頼があって、それに応じるものと考えております。それで例えば誘致企業などが景気が悪くなったので、底地を購入してほしいといったような場合などに前例とならないかというご質問でございますが、事務手続的には例えば私有地購入に係る基本方針等の基準を策定するなどが考えられます。これについては検討したいと考えております。以上です。

○町田義昭議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

1点目の平成13年度補助金の整理をどうする

かでございますが、平成13年度の施設取得事業費補助金の交付要綱につきましては、議員ご指摘のとおりタスの建物及び附帯施設、ただし土地代を除くものでございますが、を取得した長井商工会議所に対してその経費の一部を補助するというふうなことにしているものでございます。商工会議所におきましては、実際に建物等を購入しているわけでございますが、補助要綱の規定を満たしているものというふうに考えてございます。また、手続的には当時の議会答弁にもございますように県あるいは行政実例等の調査、関係課との協議を行いながら提案したものをというふうに考えてございまして、一定の整理と理解を得たものというふうに認識しているところでございます。

なお、今回の土地購入につきましては、さきの補助事業におきましては土地代を除くというふうにしていただいておりますが、補助金が重複するというふうなものではないというふうに考えてございます。

5番目のタスパークホテルと商工会議所の経営見直しにつきましては、市長答弁と同じでございます。

それから7番の企業立地基金条例廃止の考え方に係る新しい基金の考え方でございますが、これにつきましても先ほどの安部議員の質問に対する市長の答弁と基本的に同じでございます。これまでの用地の取得費に加えまして、受注拡大あるいは雇用拡大に向けた設備投資、あるいは工場の敷地環境等の整備に関する支援なども含めて検討したいというふうに考えてございますが、他の自治体の状況あるいは長井市の現状等も含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、勤労青少年ホームに係る(1)の質問でございますが、中央地区公民館運営協議会を指定管理者とすることに至った経緯等についてまずご説明をいたします。3月の議会で

の市長答弁を受けまして、副市長、教育長を含めて庁内、文化生涯学習課、総務課、財政課で協議をしてきたところでございます。その中で一つ大きなやはり問題というのが、地域職業訓練センターの廃止に係る認定的な動きをどういうふうに見るかというふうなことでございました。

結論から言いますと、これまでの類似の案件の動きを見れば、1年半ぐらいの猶予はあるだろうというふうな見通しをしながら、指定期間を1年半とするというふうなことで手続を進めてきたところでございます。6月の10日から公募の開始等を行いまして、8月5日の選定委員会での審査を行ってきたというふうなことでございます。中央地区公民館運営協議会の皆様方につきましては、今回の申請書に出された事業方針として貸し館業務の一元化による利便性の向上と、それから先ほど教育長がお話をされた中央地区公民館としての考え方あるいは新しい事業展開の可能性というふうなもの、そういったふうな内容の検討をなされた上で申請をいただいたものというふうに考えてございます。なお、この間、公民館長さん、それから協議会の会長さん、さらに運営協議会の委員の皆さん方にも何回か青少年ホーム等の仕事の内容あるいはボリューム等についてご説明をさせていただいた経過がございます。そうしたふうなものを踏まえまして公民館にとりましても、ある意味では有益なものがあるのでないかというふうな判断をされて申請をいただいたものというふうに考えてございます。

それから全体としての組織体制の輪郭でございますが、中央地区公民館の、あるいは一係というふうなことで青少年ホームの運営施設管理というふうなものを考えてよろしいのではないかというふうに考えてございます。

それから運営協議会に青少年ホームを運営するノウハウがあるのかといった点でございます

が、事務のスムーズな移行を図るといふようなことを第一義といたしまして、現在の指導員等を含めたホーム職員を継続して雇用するといふような計画になってございます。また、会計事務については新たに雇用する職員を置いて対応するといふような計画になってございます。

それから審査結果につきましてですが、現在の事業内容をスムーズに移行していくといふようなことが、ある意味では計画の主眼となっております。そういったふうなこともありまして極端に高いような評価は出されていないのかなといふふうに考えてございます。

次期運営協議会役員の担い手が敬遠されることにならないかといふような点でございしますが、青少年ホーム等の管理運営に係る中央地区公民館の新たな方向性などに含めて検討していただくことになろうといふふうに考えますし、必要に応じては協議会会長を始め委員の方との懇談の場を持ちながら、よりよい体制のあり方について考えていきたいといふふうに思っております。以上でございます。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁をいただきまして、ありがとうございます。時間ないので、答弁漏れのところだけ指摘をさせていただいて、それぞれ答弁をいただきたいと思いません。

まず、財政課長にお伺いをしますが、いわゆる前例としないための対処法で基準をつくるというお話でしたけれども、これは9日の日に所管である総務・文教常任委員会があって、そこでこの議案を検討、審査をすることになるわけで、そこまでやっぱり出していただくことが必要だと思いますが、これに対する見解をいただきたいと思えます。ちょっと待って、時間がないので。

商工観光課長、済みませんが、タスパークホテルの10年間のシミュレーションというのは資

料あるとすれば、お示しをいただいて説明をいただきたいということをお願いしましたが、資料があるのかどうかもちょっとわからないのですけれども、それはこの後にこの資料をお示しをいただけるのかどうかということと、いわゆる3月に市長が想定をされている、考えておられる多目的な基金の創設の条例の関係で私は現状ある長井市の企業立地基金条例の見直しといふところの兼ね合いはどうかということでお伺いしておりますので、その点についてだけお聞かせをいただきたいと思えます。

○町田義昭議長 平 英一財政課長。

○平 英一財政課長 お答えいたします。

大至急取りかかりたいとは思いますが、完全なものはまだ無理かと思えます。せめて常任委員会までには骨格的なもの、骨子ですか、そういったものをまとめたものをお出ししたいと思います。

○町田義昭議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

まず、1点のタスパークホテルの10年間の計画は持っているのかといふようなことでございしますが、これにつきましては提出をいただいております。

それから第2点目の現在の企業立地基金条例と新しい条例の枠組みの相違といふような点かと思えますが、基本的に条例自体は基金を設置をして、こういったふうなものに企業に対して支援をするといふような枠組みだけの現在の条例でございします。したがって、新しい条例の場合には、その内容をある程度出すといふような必要があるだろうといふようなことと、あとは実際の補助要綱等を今お話ししたような内容まで含めて考えていくといふような条例整備になるのではないかといふふうに考えております。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 終わります。